

姫路獨協大学 外国留学規程

(平成16年10月28日制定)

改正 平成19年 1月18日

平成20年 9月18日

平成20年10月 1日

平成25年 3月28日

平成28年 3月23日

平成30年 3月15日

(目的)

第1条 この規程は、姫路獨協大学（以下「本学」という。）の学生が外国の大学等に留学することに関して必要な事項を定めるものとする。

(留学の定義)

第2条 この規程による留学とは、学生が外国の大学等（外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関）において学修することを、教授会又は研究科委員会が教育・研究上有益であると判断した次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 交換留学 本学が交換留学協定を締結している外国の大学への留学
- (2) 派遣留学 本学が派遣留学協定を締結している外国の大学への留学
- (3) 認定留学 上記以外で本学が留学先として認定した外国の大学等への留学

(留学の資格)

第3条 留学を志望できる者は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

- (1) 留学の開始時点において、学業、人物ともに優秀と認められる者
- (2) 留学に必要な外国語能力を有する者

(出願手続)

第4条 留学を希望する者は、所定の期日までに所定の留学願に必要書類を添えて国際交流センターに提出しなければならない。

- 2 留学願の提出に際しては、所属学群学類、学部学科又は所属研究科から指定された教員の指導を受けなければならない。

(留学の許可)

第5条 第2条第1号及び第2号に定める留学は、国際交流センター運営委員会が選考し、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

- 2 第2条第3号に定める留学は、教授会又は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(留学の期間等)

第6条 留学期間は1学期間又は2学期間とする。ただし、特別の事情がある場合は、1回かつ1年を限度として延長を許可することがある。

2 留学期間のうち修業年限に算入することのできる期間は、学則第42条第4項又は大学院学則第21条第3項の定めるところによる。

3 留学期間の始期は本学の学期開始日、終期は本学の学期終了日とし、これらの日の前後に出国又は帰国するときは、いずれかの日に読み替えることとする。

4 前項の留学期間の読み替えは、教授会又は研究科委員会がこれを行う。

(留学報告書)

第7条 留学した学生は、帰国後速やかに、留学報告書を学長に提出しなければならない。

2 留学報告書を提出しない者には、次条の履修登録の特別措置及び単位の認定は行わない。

(履修登録の特別措置)

第8条 留学した学生の帰国直後の学期における登録及び履修については、出国時までの履修状況等を勘案し、特別の措置を講ずることがある。

(留学許可の取り消し)

第9条 留学中の者が次の各号の一に該当すると認められるときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て留学の許可を取り消すことができる。

(1) 留学生としてふさわしくない行為を行った者

(2) 本学の授業料等納付金の納入を怠った者

(3) その他、留学を継続することが困難となった者

(留学の事務)

第10条 留学に関する事務は、学生課において行う。

附 則 (平成16年 規程第23号)

この規程は、平成16年10月28日から施行する。

附 則 (平成19年 規程第 1号)

この規程は、平成19年1月18日から施行する。

附 則 (平成20年 規程第13号)

この規程は、平成20年9月18日から施行する。

附 則 (平成20年 規程第20号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年 規程第13号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年 規程第12号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 規程第4号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。